

事務連絡
令和5年3月31日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについて

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定に係る実績の算出については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」（令和3年3月30日障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「両通知」という。）のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能としております。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響の有無及び影響を受けた理由などを記載する届出書を作成の上、各都道府県、指定都市又は中核市に提出することとしており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと都道府県、指

定都市又は中核市が認めた場合に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことを可能とします。

また、届出書とともに提出する新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが確認できる書類については、例えば、新型コロナウイルス感染症により売上や営業日が少なくなったこと、取引相手が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより仕入れ先を変更したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により障害者の求人募集や実習の受け入れ先が少なくなったこと、新型コロナウイルス感染症の影響による離職が生じたことなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前後の状況の相違が分かるものを想定しています。

両通知において、「別途通知で定める届出書を都道府県に提出するものとする。」とお示ししているところですが、今般、届出書様式の参考例について、別紙のとおりお示ししますので、各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、御了知いただくとともに、就労系障害福祉サービス事業所等への周知をよろしくお願ひいたします。

なお、対象要件の確認について、届出書などの書類により、可能な限り4月中に適切に判断することが望ましいですが、各自治体における業務負担や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就労系障害福祉サービス事業所のサービス提供の継続性などを踏まえ、適切に処理を進めていただきますようよろしくお願ひいたします。

※本特例の詳細については、別添1をご確認ください。

※本特例に係る取扱いの具体例については、別添2をご確認ください。